

議員提出議案第2号

令和3年9月14日

阿見町議会会議規則の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

阿見町議会議長 久保谷 充 殿

提出者	阿見町議会議員	吉田 憲市
賛成者	〃	紙井 和美
〃	〃	久保谷 実
〃	〃	柴原 成一
〃	〃	難波 千香子
〃	〃	野口 雅弘

提案理由

本案は、「標準」町村議会会議規則の改正に伴い、第2条において、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、議会への欠席事由を整備するとともに、出産については、母性保護の観点から、産前・産後の欠席期間を規定するものです。

第89条では第1項において、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続きについて、請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、「署名または記名押印」と改めるものです。

また、第65条の2及び第68条第1項において、災害の発生、感染症のまん延等、やむを得ない理由により委員会を開催する場所への出席が困難な場合、オンライン会議システムを活用した会議を開くことを可能とし、招集が困難である場合にも、出席委員として議事に参加できるようにするため、所要の改正を行うものです。

阿見町議会会議規則の一部を改正する規則

阿見町議会会議規則(昭和 62 年阿見町議会規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「事故」を「公務, 傷病, 出産, 育児, 看護, 介護, 配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め, 同条第 2 項中「議員」の前に「前項の規定にかかわらず,」を加え, 「日数を定めて」を「出産予定日の 6 週間(多胎妊娠の場合にあつては, 14 週間)前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において, その期間を明らかにして」に改める。

第 65 条の次に次の 1 条を加える。

(オンライン会議システムを活用した会議)

第 65 条の 2 阿見町議会委員会条例(昭和 55 年阿見町条例第 13 号)第 11 条の 2 第 2 項の規定により委員長の許可を得て, 同条第 1 項に規定するオンライン会議システム(以下「オンライン会議システム」という。)により会議に出席した委員は, 第 76 条第 1 項の出席委員とする。

2 オンライン会議システムによる委員会の開催方法, 表決の方法その他必要な事項は, 議長が別に定める。

第 68 条第 1 項中「その」を「会議(オンライン会議システムによる会議を含む。)への」に改める。

第 89 条第 1 項を次のように改める。

請願書には, 邦文を用い, 請願の趣旨, 提出年月日及び請願者の住所(法人の場合にはその所在地)を記載し, 請願者(法人の場合にはその名称を記載し, 代表者)が署名又は記名押印しなければならない。

附 則

この規則は, 公布の日から施行する。

阿見町議会会議規則新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>事故</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員が出産のため出席できないときは、<u>日数を定めて</u>、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p> <p>(委員外議員の発言)</p> <p>第68条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し<u>その</u>出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第89条 請願書には、邦文を用い、<u>請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名(法人の場合にはその名称及び代表者の氏名)</u>を記載し、押印しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず</u>、議員が出産のため出席できないときは、<u>出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして</u>、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p> <p>(オンライン会議システムを活用した会議)</p> <p>第65条の2 <u>阿見町議会委員会条例(昭和55年阿見町条例第13号)第11条の2第2項の規定により委員長の許可を得て、同条第1項に規定するオンライン会議システム(以下「オンライン会議システム」という。)により会議に出席した委員は、第76条第1項の出席委員とする。</u></p> <p>2 <u>オンライン会議システムによる委員会の開催方法、表決の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p> <p>(委員外議員の発言)</p> <p>第68条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し<u>会議(オンライン会議システムによる会議を含む。)</u>への出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第89条 請願書には、邦文を用い、<u>請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所(法人の場合にはその所在地)</u>を記載し、<u>請願者(法人の場合にはその名称を記載し、代表者)</u>が署名又は記名押印しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	